第

5810

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2017年)平成29年10月5日 木曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: $\underline{\text{http://www.zeirishi-miwa.co.jp}}$

♀ 家事消費と消費税

Q:私はパン屋さんをしています。店のパンを自家消費した場合、消費税の対象になるとか。どのようになっているのですか?

A:次のようになっています。

【解説】

消費税は、国内において事業者が行った資 産の譲渡等に課せられることとなっています。

したがって、無償取引は、原則として、消費税の課税対象にならないのですが、例外的に個人事業者が棚卸資産などの事業用資産を家事消費した場合については、みなし譲渡という規定により、次の金額が課税対象とされることとなっています。

- ① 棚卸資産の場合 「仕入金額」と「売値×50%」のいずれか 多い金額
- ② 棚卸資産以外の場合

「時価」

ちなみに、所得税では、棚卸資産を自家消費した場合には、仕入金額と売値の70%とのいずれか多い金額を売上として計上しなければならないとされていますが、この取扱いと消費税の取扱いは同じ扱いになっていませんので間違わないようにしてください。







